

島本町マスコットキャラクター活用要綱

(平成29年12月2日)

最近改正 令和6年7月25日

(目的)

第1条 この要綱は、島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」(以下「キャラクター」という。)を町の機関以外の者が使用するに当たって必要な事項を定めることにより、キャラクターの適切な活用を図り、もって本町のまちづくりやイメージの向上に資することを目的とする。

(キャラクターの図柄等)

第2条 キャラクターの図柄は原則、別に定める島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」イラスト一覧のとおりとする。

2 キャラクターの写真を使用する場合は、前項のイラストに準じて取り扱うものとする。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に帰属するものとする。

(使用の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ島本町マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) その他町長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、本町のまちづくりやイメージの向上に資すると認められるものについて当該使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する使用と認められるとき。
- (2) 島本町及びキャラクターの信用や品位の失墜に至るおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人若しくは団体のシンボルマーク又は意匠等として使用されるおそれがあるとき。
- (5) 申請者が島本町暴力団排除条例(平成26年島本町条例第8号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であるとき。
- (6) その他町長が使用について適当でないとき。

2 町長は、前項の規定に基づき使用を承認した場合は、島本町マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知し、使用を承認しない場合は、島本町マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用の承認（以下「使用の承認」という。）を受けた者は、次の各号に掲げる事項の全部を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、町長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められたデザイン、色を正しく使用すること。
- (3) キャラクターに台詞や装飾を追加しないこと。ただし、事前になぎわい創造課の承諾を得た場合又はイラスト一覧に定める範囲内で使用する場合はこの限りではない。
- (4) 使用の承認を受けた者は、これを譲渡し又は転貸しないこと。
- (5) キャラクターを自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (6) 島本町マスコットキャラクターであることを明示すること。
- (7) キャラクターを事業に使用する場合にあっては、町が当該事業の品質を保証するかのようイメージを与えないように配慮すること。

(承認期間)

第8条 キャラクターの承認期間は、使用の承認の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(承認内容の変更)

第9条 使用の承認を受けた者が承認内容を変更しようとするときは、島本町マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、その旨を申請者に島本町マスコットキャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(承認の取消し)

第10条 町長は、使用の承認を受けた者が本要綱及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、その理由を付した書面により通知する。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 町長は、承認を取り消された者に対して当該承認に係る物件の回収を求めることができる。
- 5 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損害賠償)

第11条 使用の承認を受けた者がキャラクターの使用により、町に損害を生じさせた場合は、これを賠償しなければならない。

(使用状況の報告等)

第12条 町長は、使用の承認を受けた者に対し、キャラクターの使用状況等について報告させ、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市創造部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前日までに承認された使用の申請の取り扱いについては、なお従前の例による。